

# 平成17年度札幌市の給与・定員管理等について

1 総括	.....	1
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	.....	2
3 一般行政職の級別職員数等の状況	.....	4
4 職員の手当の状況	.....	6
5 特別職の報酬等の状況	.....	10
6 職員数の状況	.....	11
7 公営企業職員の状況		
(1) 高速電車事業	.....	14
(2) 軌道事業	.....	19
(3) 水道事業	.....	24
別紙1 特殊勤務手当一覧(事務・技術)	.....	28
別紙2 特殊勤務手当一覧(単純労務職員)	.....	37
別紙3 特殊勤務手当一覧(水道局)	.....	40

# 札幌市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

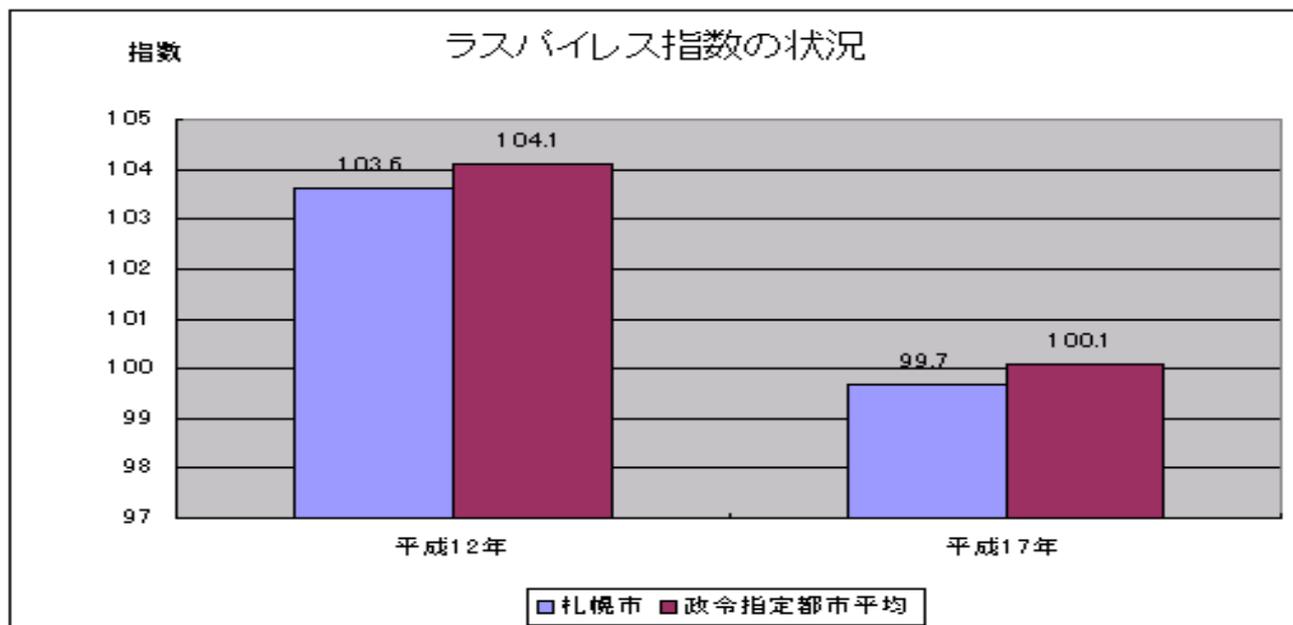
区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 15年度の 人件費率
16年度	1,856,442人	816,046,897千円	705,089千円	114,546,736千円	14.0%	14.4%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	11,534	50,361,139千円	15,941,798千円	21,251,309千円	87,554,246千円	7,591千円

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 給与費は当初予算に計上された額である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

#### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
札幌市	43.5 歳	357,964 円	468,412 円
			421,127 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
政令指定都市平均	43.2 歳	362,370 円	484,906 円
			430,427 円

#### イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
札幌市	48.3 歳	353,785 円	437,792 円
			406,792 円
うち用務員	47.1 歳	343,569 円	393,945 円
			400,993 円
うち調理員	48.1 歳	345,891 円	381,904 円
			386,604 円
うち清掃業務員	42.4 歳	311,460 円	424,620 円
			362,734 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
政令指定都市平均	44.0 歳	333,159 円	427,852 円
			388,095 円
民間事業者平均	51.6 歳	-	358,841 円

札幌市人事委員会による平成17年職種別民間給与実態調査に基づく。

#### ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
札幌市	44.5 歳	411,229 円	486,282 円	
			451,643 円	
高等・各種学校	45.5 歳	417,702 円	495,981 円	
			456,949 円	
幼稚園	39.5 歳	366,949 円	415,817 円	
			396,669 円	
高専	49.8 歳	487,345 円	548,298 円	
			558,996 円	
その他	45.4 歳	425,454 円	558,312 円	
			490,832 円	
政令指定都市平均	高等(特殊、各種、専修)学校	44.7 歳	414,748 円	514,469 円
				476,996 円
小、中学校	42.4 歳	376,033 円	447,579 円	
			432,216 円	

- 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区分		札幌市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	175,800円	190,100円	179,800円	198,600円
	高校卒	141,900円	152,800円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	141,900円	152,800円	-	-
	中学卒	-	-	-	-
教育職 (高校教諭)	大学卒	198,000円	212,400円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

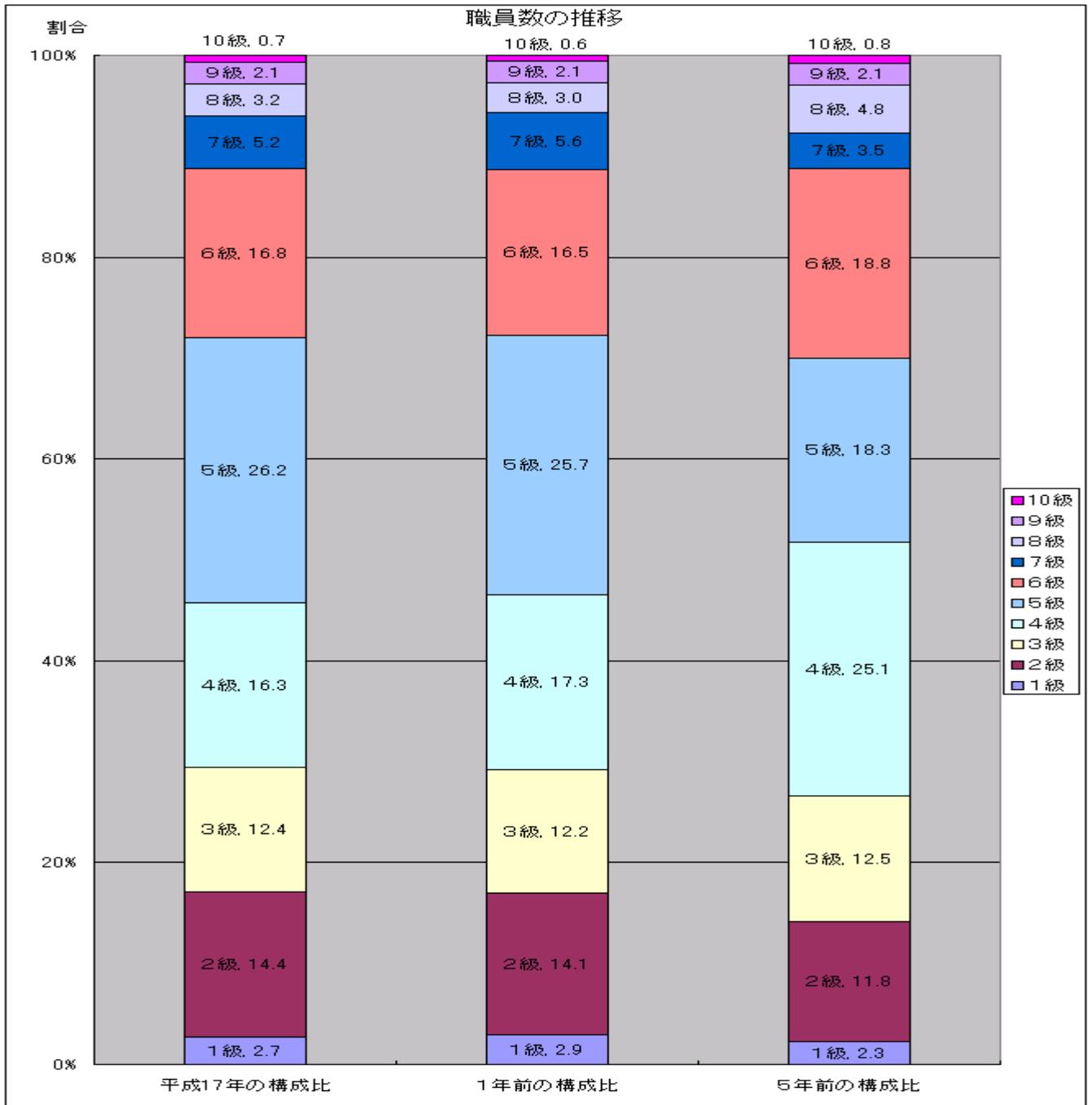
区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	276,930円	345,092円	389,086円
	高校卒	230,905円	284,104円	344,656円
技能労務職	高校卒	223,568円	270,673円	336,783円
	中学卒	(該当職員なし)	259,850円	343,000円
教育職	大学卒	334,528円	379,278円	420,229円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	167人	2.7%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	903人	14.4%
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	775人	12.4%
4級	主任の職務	1,023人	16.3%
5級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,641人	26.2%
6級	困難な業務を分掌する係長の職務	1,056人	16.8%
7級	課長の職務	326人	5.2%
8級	困難な業務を所掌する課長の職務	203人	3.2%
9級	部長の職務	133人	2.1%
10級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	45人	0.7%

- 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
16年度	職員数(A)	11,598人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	2,092人
	比率(B/A)	18.0%
15年度	職員数(A)	11,654人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	2,202人
	比率(B/A)	18.9%

一般会計決算に基づく。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

札幌市			国		
1人当たり平均支給額(16年度) 1,911千円			-		
(16年度支給割合)			(16年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0月分	1.4月分		3.0月分	1.4月分	
(1.6)月分	(0.7)月分		(1.6)月分	(0.7)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職段階別加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 12~25%			・管理職加算 10~25%		

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(17年4月1日現在)

札幌市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			(定年前早期退職加算 2~20%)		
経過措置により段階的に引下げ中。					
1人当たり平均支給額	3,517千円	26,008千円			

退職手当の1人当たり平均支給額は前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (3) 調整手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		1,623,439千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		139,207円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	11,609人	3%
東京都特別区	12%	28人	12%

一般会計決算に基づく。

### (4) 特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)	1,090,999千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	178,380円
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	52%
手当の種類(手当数)	26
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙1及び2	

一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（16年度決算）	3,920,213 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（16年度決算）	359 千円
支給実績（15年度決算）	4,258,729 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（15年度決算）	387 千円

- 1 一般会計決算に基づく。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

(6) その他の手当（17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（16年度決算）	支給職員 1 人あたり平均支給年額（16年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 ・2人まで 1人につき 6,000 円 ・3人目以降 1人につき 5,700 円 ・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1人につき 5,000 円を加算。	異なる	配偶者にかかる手当額 (国) 13,500 円	1,780,143 千円	263,608 円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	異なる	(1)支給対象者 (国) 課長補佐職以上 (2)支給割合 (国) 給料月額の 8～25%	940,209 千円	1,127,350 円
通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。	異なる	(1)手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道 2km 以上 (2)自動車等利用者に対する支給額 (国) 2,000 円～24,500 円	1,347,640 千円	119,007 円

初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し、月額 159,600 円を限度として支給。	同じ		36,965 千円	1,680,236 円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。  (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	異なる	(1)自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 (2)自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給要件 (国) 新築又は購入のひから起算して 5 年を経過していないものに居住している世帯主である職員 (3)自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給額 (国) 2,500 円	1,555,435 千円	162,315 円
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 23,000 円～68,000 円を支給。	同じ		6,684 千円	607,636 円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ		1,044,538 千円	519,154 円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数</p>	同じ		242,127 千円	151,994 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円 ~ 18,000 円を支給。</p>	異なる	<p>支給額 (国)</p> <p>4,000 円 ~ 27,000 円</p>	6,750 千円	321,429 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分</p> <p>(3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分</p> <p>経過措置により段階的に引下げ中。</p>	異なる	<p>支給額 (国)</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800 円 ~ 26,380 円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 月額 10,200 円 ~ 14,580 円</p> <p>(3) その他の職員 月額 7,360 円から 10,340 円</p>	2,371,612 千円	208,200 円

一般会計決算に基づく。

## 5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	市長	1,280,000 円
	副市長	1,030,000 円
	収入役	870,000 円
報酬	議長	1,040,000 円
	副議長	950,000 円
	議員	860,000 円
期末手当	市長 副市長 収入役	(16年度支給割合) 3.3月分
	議長 副議長 議員	(16年度支給割合) 3.3月分
退職手当	市長 副市長 収入役	(算定方式) (支給時期) 給料月額×在職月数×58/100 任期ごと 給料月額×在職月数×46/100 任期ごと 給料月額×在職月数×30/100 任期ごと
調整手当	市長 副市長 収入役	(16年度支給割合) 給料月額の3%
寒冷地手当	市長 副市長 収入役	(16年度支給割合) 一般職と同じ

平成16年12月から平成19年6月までの間、市長は50%、副市長は40%、収入役は30%のカットを行っている。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

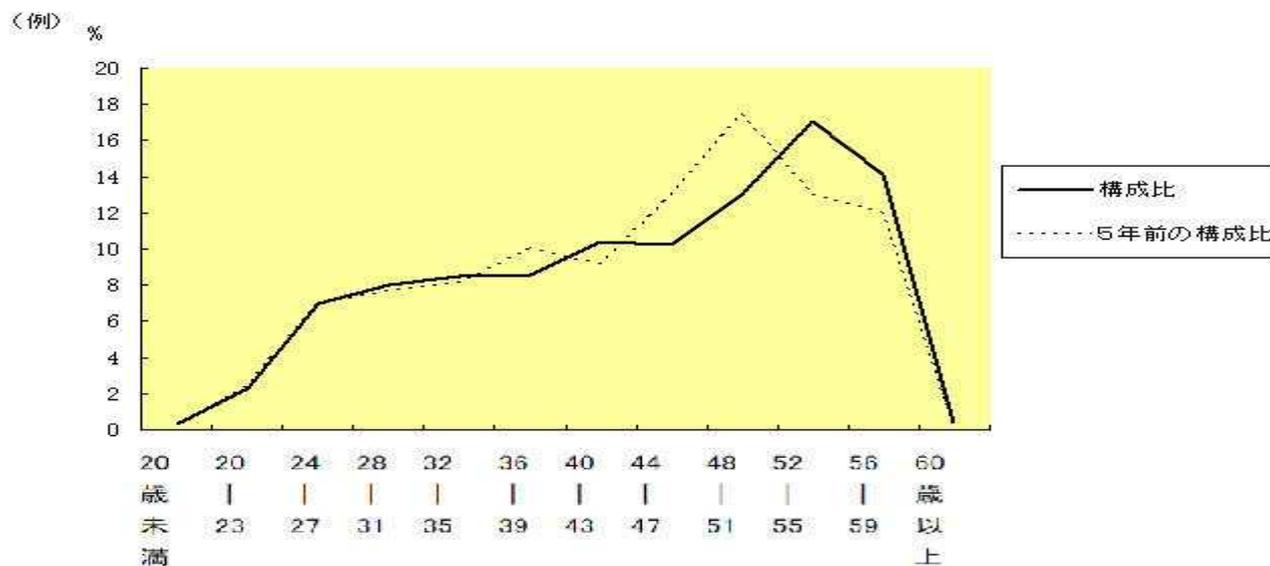
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 16 年	平成 17 年		
一般行政部門	議会	40	38	2	〔増〕 ・生活保護世帯の増に伴う生活保護業務の増 +17 ・大学設置準備業務の増 +9 ・乳幼児医療助成等制度改正に伴う増 +7 〔減〕 ・土木工事量の減 12 ・建築工事量の減 10 ・用地取得業務の減 9 ・建築確認申請件数の減 9 ・公園用地取得業務の減 3
	総務	1,552	1,562	10	
	税務	757	760	3	
	労働	12	13	1	
	農林水産	58	51	7	
	商工	111	104	7	
	土木	1,508	1,402	88	
	民生	1,742	1,777	35	
	衛生	1,703	1,702	1	
	小計	7,483	7,427	56	
特別行政部門	教育	2,510	2,448	62	〔増〕 ・救急隊の増 +8 〔減〕 ・給食調理業務の委託化 40
	警察	0	0	0	
	消防	1,836	1,848	12	
	小計	4,346	4,296	50	
公営企業業計等部門	病院	1,016	1,027	11	〔増〕 ・東部下水道処理場供用開始 +3 〔減〕 ・地下鉄駅業務の委託化 91 ・拓北下水道処理場委託化 12 ・漏水防止業務の委託化 5
	水道	756	742	14	
	交通	1,061	937	124	
	下水道	623	598	25	
	その他	570	569	1	
	小計	4,026	3,873	153	
合計		15,855 [15,525]	15,596 [15,245]	259 [ 280]	

1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数 (単位:人)	43	361	1,098	1,250	1,329	1,345	1,624	1,596	2,028	2,665	2,194	63	15,596

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	850 人 ( 5.5% )

イ 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

14,796 人
----------

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要（各年 4 月 1 日現在）

区分 部門	H17 年 (計画前年)	H18 年 (1 年目)	H19 年 (2 年目)	H22 年 (5 年目)	H17 年～H22 年 計	(参考) 数値目標
減員	-	-	-	-	-	-
増員	-	-	-	-	-	-
差引	-	-	-	-	( % )	850
職員数	15,596	-	-	-	-	

1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( % ) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)(各年4月1日現在)

部門	区分	H17年 (計画前年)	H18年 (1年目)	H19年 (2年目)	H22年 (5年目)	H17年~H22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	減員	-	-	-	-	-	-
	増員	-	-	-	-	-	-
	差引	-	-	-	-	-	-
	職員数	7,427	-	-	-	-	-
特別行政	減員	-	-	-	-	-	-
	増員	-	-	-	-	-	-
	差引	-	-	-	-	-	-
	職員数	4,296	-	-	-	-	-
公営企業等会計	減員	-	-	-	-	-	-
	増員	-	-	-	-	-	-
	差引	-	-	-	-	-	-
	職員数	3,873	-	-	-	-	-

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 高速電車事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)15年度の総費用に占める職員給与費比率
16年度	53,433,522千円	7,113,777千円	8,013,443千円	15.0%	15.2%

##### (イ) 予算

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	936	3,881,834千円	2,086,072千円	1,619,094千円	7,587,000千円	8,106千円

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 給与費は当初予算に計上された額である。
- 3 職員給与費及び給与費には資本勘定支弁職員分を含む。
- 4 職員数には、再任用短時間職員 77 人を含む。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	46.1歳	391,913円	700,571円
団体平均	44.8歳	373,782円	643,659円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ウ 職員の手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

高速電車事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(16年度)	1,773千円	1人当たり平均支給額(16年度)	1,911千円
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分	3.0月分	1.4月分
(1.6)月分	(0.7)月分	(1.6)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ) 退職手当 (17年4月1日現在)

高速電車事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。		
1人当たり平均支給額 25,624千円			1人当たり平均支給額 3,517千円 26,008千円		

退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ) 調整手当 (17年4月1日現在)

支給実績 (16年度決算)		132,796千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)		133,474円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	995人	3%

## (エ) 特殊勤務手当 (17年4月1日現在)

支給実績 (16年度決算)		114,381千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)		145,709円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (16年度)		78.9%		
手当の種類 (手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
変則勤務手当	駅務員等	始業時刻又は終業時刻が午前6時前又は午後9時以降の勤務 始業時刻が午前6時以前、かつ、終業時刻が午後9時以降の勤務	280円 560円	
	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	年末年始の日において、年末年始以外の日と同様の勤務に従事した場合 12/29・30 12/31~翌年1/3	1,500円 2,000円	
	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務 (正規の勤務において勤務時間ではない時間 (中休) により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜 (午前1時~午前5時) の全部を含む場合	中休時間 4時間 15分超: 1,800円 中休時間 4時間 15分以下: 1,600円
			上記以外	中休時間 4時間 15分超: 1,600円 中休時間 4時間 15分以下: 1,400円
指令所の係長職	正規の勤務時間による24時間勤務 (24時間の中に休憩時間含む)		2,000円	

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	1,100,910 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	1,106 千円
支給実績(15年度決算)	1,247,493 千円
職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	1,223 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

(カ) その他の手当(17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 ・2人まで 1人につき 6,000 円 ・3人目以降 1人につき 5,700 円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき 5,000 円を加算。	同じ		210,757 千円	275,110 円
管理職手当	係長職以上の職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額×18% (2)課長職 給料月額×20% (3)部長職 給料月額×23% (4)局長職 給料月額×25%	異なる	支給対象者(高速電車事業)係長職に対し給料月額×18%を支給。	64,901 千円	983,348 円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円~24,900円の範囲内で支給。	同じ		110,577 千円	113,967 円

住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。  (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	同じ		126,149 千円	144,721 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		91,004 千円	141,494 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、6,000 円 ~ 18,000 円を支給。	異なる	支給対象者 (高速電車事業) 係長職に対して 6,000 円 ~ 9,000 円を支給。	678 千円	12,327 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		221,468 千円	222,600 円

## エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

### (ア) 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	248 人 ( 29.0% )

### (イ) 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

606 人
-------

### (ウ) 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3)ウの参考を参照

## (2) 軌道事業

### ア 職員給与費の状況

#### (ア) 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)15年度の総費用に占める職員給与費比率
16年度	1,374,045千円	108,950千円	668,053千円	48.6%	51.8%

#### (イ) 予算

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	82	357,084千円	193,828千円	151,088千円	702,000千円	8,561千円

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 給与費は当初予算に計上された額である。
- 3 職員給与費及び給与費には特別損失を含まない。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(17年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	45.0歳	381,632円	669,767円
団体平均	44.8歳	373,782円	643,659円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ウ 職員の手当の状況

#### (ア) 期末手当・勤勉手当

軌道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(16年度) 1,720千円		1人当たり平均支給額(16年度) 1,911千円	
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分	3.0月分	1.4月分
(1.6)月分	(0.7)月分	(1.6)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ) 退職手当 (17年4月1日現在)

軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。		
1人当たり平均支給額		19,483千円	1人当たり平均支給額		3,517千円 26,008千円

一人あたり平均支給額は平成14年から平成15年までに退職した全職種に係る職員に支給された平均額である(平成16年度の退職手当の支給実績はない。)

## (ウ) 調整手当 (17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		11,773千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		136,769円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	86人	3%

## (エ) 特殊勤務手当 (17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		4,587千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		59,573円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		89.4%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	始業時刻又は終業時刻が午前6時前又は午後9時以降の勤務	280円 560円
		始業時刻が午前6時以前、かつ、終業時刻が午後9時以降の勤務	
		年末年始の日において、年末年始以外の日と同様の勤務に従事した場合 12/29・30 12/31~翌年1/3	1,500円 2,000円
		中休勤務(正規の勤務において勤務時間ではない時間(中休)により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜(午前1時~午前5時)の全部を含む場合 上記以外

除雪手当	路面電車運転手、 運輸関係係員、技 術関係係員	除雪業務	230 円
------	-------------------------------	------	-------

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	99,326 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	1,155 千円
支給実績(15年度決算)	108,770 千円
職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	1,255 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

(カ) その他の手当(17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 ・2人まで 1人につき 6,000 円 ・3人目以降 1人につき 5,700 円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき 5,000 円を加算。	同じ		21,964 千円	300,528 円
管理職手当	係長職以上の職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額×18% (2)課長職 給料月額×20% (3)部長職 給料月額×23% (4)局長職 給料月額×25%	異なる	支給対象者(軌道事業)係長職に対し給料月額×18%を支給。	3,541 千円	965,784 円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円~24,900円の範囲内で支給。	同じ		8,161 千円	97,350 円

住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		11,925千円	148,130円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		2,656千円	45,525円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、6,000円～18,000円を支給。	異なる	支給対象者（軌道事業）係長職に対して6,000円～9,000円を支給。	99千円	19,800円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000円+灯油1,800相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000円+灯油1,000相当分 (3)その他の職員 17,600円+灯油600相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		20,917千円	242,987円

## エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

### (ア) 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	11 人 ( 13.3% )

### (イ) 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

72 人
------

### (ウ) 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3)ウの参考を参照

### (3) 水道事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)15年度の総費用に占める職員給与費比率
16年度	42,440,038千円	1,124,709千円	8,323,969千円	19.6%	18.5%

##### (イ) 予算

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	705	3,273,965千円	1,338,212千円	1,390,483千円	6,002,660千円	8,514千円

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(17年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	46.4歳	404,217円	676,732円
団体平均	44.1歳	400,489円	649,106円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ウ 職員の手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(16年度)	1,853千円	1人当たり平均支給額(16年度)	1,911千円
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分	3.0月分	1.4月分
(1.6)月分	(0.7)月分	(1.6)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ) 退職手当(17年4月1日現在)

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。		
1人当たり平均支給額		26,996千円	1人当たり平均支給額		3,517千円 26,008千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ) 調整手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		103,659千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		142,389円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	728人	3%

## (エ) 特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)	26,494千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	52,489円
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	69.3%
手当の種類(手当数)	9
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	575,727千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	791千円
支給実績(15年度決算)	611,455千円
職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	821千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

(カ) その他の手当 (17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 ・2人まで 1人につき6,000円 ・3人目以降 1人につき5,700円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき5,000円を加算。	同じ		154,092千円	271,050円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	同じ		44,235千円	1,228,740円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	同じ		89,707千円	125,348円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		98,450千円	149,299円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		11,713 千円	237,034 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円 ~ 18,000 円を支給。	同じ		104 千円	13,000 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		169,214 千円	233,721 円

## エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

### (ア) 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	50 人 ( 6.7% )

### (イ) 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

692 人
-------

### (ウ) 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

6(3)ウの参考を参照

(別紙1)

## 札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成 17 年 4 月 1 日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1 日	240 円	
		(2) 作業環境の劣悪な山間部又は街路における測量作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1 日	200 円	
		(3) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者	1 日	240 円	
		(4) みどりの推進部、管理部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、みどりの推進部長、管理部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者	1 日	220 円	
		(5) 昇降機の検査業務に従事した職員	1 日	200 円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	1 日	280 円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者	1 日	260 円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者	1 日	230 円	
3	清掃等作業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	1 日	300 円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、クリーンセンターの機器若しくは設備の維持管理作業又はし尿の下水道への投入作業に従事した者	1 日	300 円	
		(3) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者	1 日	300 円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者	1 日	290 円	
		(2) 下水道施設部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として下水道施設部長が指定するものに従事した者	1 日	170 円	
5	特殊施設等勤務手	(1) 平岸霊園又は火葬場に勤務する職員	1 月	14,000 円	第 1 号、第 2 号、第 6 号、
		(2) 墓地(平岸霊園を除く。)に勤務する職員	1 月	10,500 円	

当		(3) 動物管理センターに所属する狂犬病予防員(健康衛生部長が指定する者に限る。)	1月	15,900円	第7号及び第10号から第14号までに掲げる職員のうち、係長及びこれに相当する職以上の職にある者については、1月につき17,500円を超えない範囲内で当該施設又は業務を所管する部の長が定める額とし、第8号及び第9号に掲げる職員のうち、係長及びこれに相当する職以上の職にある者については、1月につき7,000円を超えない範囲内で円山動物園長が定める額とする。		
		(4) 動物管理センターに所属する狂犬病予防員(前号に掲げる者を除く。)	1月	10,500円			
		(5) 動物管理センターに所属する職員(狂犬病予防員を除く。)	1月	7,000円			
		(6) 清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理事務所、処理場管理事務所又は清掃工場に所属する職員(次号に掲げる者を除く。)	1月	17,500円			
		(7) 環境事業部車両管理事務所又は清掃工場に所属する事務職員	1月	14,000円			
		(8) 円山動物園飼育課に所属する職員	1月	7,000円			
		(9) 円山動物園管理課に所属する職員	1月	3,500円			
		(10) 下水処理場に勤務する職員のうち、下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)を本務とする者	1月	17,500円			
		(11) 下水処理場に勤務する職員(前号に掲げる者を除き、処理施設課に所属する職員のうち、下水処理場において重金属等の試験検査の業務に従事する者を含む。)	1月	14,000円			
		(12) 下水管理センターに所属する職員	1月	10,500円			
		(13) 事業廃棄物課に所属する職員のうち、廃棄物に関する施設の指導監督の業務に従事する者として環境事業部長が指定する者	1月	10,500円			
		(14) 環境事業部施設管理課に所属する職員のうち、廃棄物に関する施設の検査業務に従事する者として環境事業部長が指定する者	1月	14,000円			
	6	死体解剖補助手当	市立札幌病院に所属する職員(医師を除く。)のうち、死体の解剖の補助の業務に従事した者	1日		2,500円	
	7	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1日		290円	
	(2) 保健管理課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者	1日	280円				
	(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農務部長が指定するものに従事した職員	1日	290円				
	(4) 市立札幌病院に所属する看護師等(看護師、准看護師及びこれらに準ずると市立札幌病院長が認める職員をいう。以下同じ。)のうち、感染症予防法に規定する感染症又は市立札幌病院長が指定する感染性の疾患にり	1日	290円				

		患した者の看護等の業務として市立札幌病院長が指定するものに従事した者			
		(5) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉サービス課に所属する者以外の者	1月	1,700円	
8	有害物取扱業務手当	(1) 保健所、衛生研究所又は市立札幌病院に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健所長、衛生研究所長又は市立札幌病院長が指定するものに従事した者	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は下水道施設部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者	1月	1,900円	
9	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長又は市立札幌病院長が指定するものに従事した職員	1日	100円	
10	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。
		ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者	1回	140円	
		イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者	1回	130円	
		ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者	1回	120円	
		エ 上記以外の者	1回	110円	
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員			
		ア 救急救命士の資格を有する者	1回	130円	
		イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)	1回	50円	
		ウ 自動車の運転業務に従事した者	1回	40円	
		エ 上記以外の者	1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員			
		ア 自動車の運転業務に従事した者	1回	50円	
		イ 上記以外の者	1回	40円	
		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員	1回	100円	
		(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員	搭乗1時間	1,200円	
		(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下こ	1日	2,600円	

		れらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員			
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員	1日	250円	
11	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者	1月	101,000円	
		イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者	1月	91,000円	
		ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者	1月	78,000円	
		エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者	1月	49,000円	
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 1等航空整備士の資格を有する者	1月	47,000円	
		イ 2等航空整備士の資格を有する者	1月	37,000円	
		ウ 上記以外の者	1月	11,000円	
12	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険若しくは介護保険の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	1日	300円	
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務若しくは下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で下水道経営部長が指定するものに従事した職員又は勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険若しくは介護保険の保険料若しくは下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員	1日	140円	
		(3) 滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に限る。)又は諸税課、税務部、保険年金課若しくは下水道経営部財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険若しくは介護保険の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者	1月	4,000円	
13	福祉業務等手当	(1) しらぎく荘に所属する職員のうち、母子の指導業務に従事した者	1日	210円	
		(2) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に所属する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1日	390円	
		(3) 身体障害者福祉センター又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者	1日	310円	

		(4) 保育園に所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者	1日	200円	
		(5) 子育て支援課、児童療育課又は保健福祉サービス課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童福祉総合センター所長又は区保健福祉部長が指定するものに従事した者	1日	180円	
		(6) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及び整肢園を除く。)又は相談判定課に所属する職員のうち、児童、身体障害者若しくは知的障害者の指導、訓練若しくは相談の業務に従事した者又は保健福祉サービス課、保護一課、保護二課、保護三課若しくは保護課に所属する職員のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務若しくは来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者	1日	310円	
		(7) 保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者	1日	310円	
		(8) 保健福祉サービス課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者	1日	310円	
14	夜間特殊業務手当	(1) 相談判定課、放射線部、検査部又は薬剤部に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,440円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	860円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	540円	
		(2) 保健所又は中央卸売市場に所属する職員のうち、正規の勤務時間による勤務で、その始業時刻が午前6時前であるものに従事した者	1回	280円	
		(3) 高等学校に所属する職員(学校教育部長が指定する者に限る。)のうち、正規の勤務時間による勤務で、その終業時刻が午後9時後であるものに従事した者	1回	280円	
15	夜間診療等業務手当	(1) 市立札幌病院救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	1回	7,000円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	1回	6,000円	

		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	4,000円	
		(2) 発達医療センターに所属する看護師若しくは准看護師又は市立札幌病院の病棟、手術室若しくは透析室に勤務する看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として看護等の業務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	6,800円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	1回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	1回	2,900円	
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	2,000円	
		(3) 市立札幌病院に所属する医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者	1回	5,000円	
		(4) 市立札幌病院に所属する看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	1回	1,240円	
16	変則勤務手当	(1) 正規の勤務時間による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員	1回	2,800円	
		(2) 里塚斎場、食品指導課、保育園、相談判定課、清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理事務所、処理場管理事務所、清掃工場、円山動物園、中央卸売市場、水処理センター、市立札幌病院又は消防局に係る年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの間をいう。以下同じ。)における勤務のうち、交替制勤務等により年末年始の日以外の日の勤務と同様の勤務に従事した職員			
		ア 12月29日又は同月30日において従事した場合	1回	1,500円	
		イ 12月31日から翌年の1月3日までの間において従事した場合	1回	2,000円	
		(3) 年末年始の日に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員			
		ア 12月29日又は同月30日において従事した場合	1回	1,500円	
		イ 12月31日から翌年の1月3日までの間において従事	1回	2,000円	

		した場合			
		(4) 日曜日及び土曜日のすべてが勤務条件条例第3条第1項及び第4条の規定による週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		ア 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	400円	
		イ 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円	
		ウ 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務した場合	1回	800円	
		(5) 1週間当たりの正規の勤務時間が39時間8分を超えて定められている職員			
		ア 当該勤務時間が39時間54分を超えて定められている場合	1月	給料月額 の100分 の4	
		イ 当該勤務時間が39時間31分を超え39時間54分以下で定められている場合	1月	給料月額 の100分 の3	
		ウ 当該勤務時間が39時間8分を超え39時間31分以下で定められている場合	1月	給料月額 の100分 の2	
17	精神病棟 看護等業 務手当	(1) 静療院の小児特殊病棟又はのぞみ学園に勤務する看護師等	1月	41,400円	
		(2) 静療院看護課又は指導相談課に所属する看護師等(前号に掲げる者を除く。)	1月	20,700円	
18	教員特殊 業務手当	高等専門学校に所属する教員及び助手のうち、勤務条件条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日(以下「週休日」という。)、給与条例第8条に規定する休日等(以下「休日等」という。 )又は勤務条件条例第5条に規定する半日勤務時間のみが割り振られている日若しくはこれに相当する日に、学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。 )における学生に対する指導業務(心身に著しい負担を与えるものとして教育長が指定するものに限る。 )に従事した者	1日	1,200円	
19	発掘調査 業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	1日	270円	
20	取締交渉 等業務手 当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	1日	130円	
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	1月	2,400円	
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のう	1月	1,400円	

		ち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者			
		(5) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 71 条第 4 項及び第 5 項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として管理部長が指定する者	1 月	1,400 円	
21	遠隔地勤務手当	異動又は派遣(以下「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、本市以外の地域における勤務課所又は勤務場所に在勤する職員のうち、当該異動等の直前の住居から当該在勤する勤務課所又は勤務場所に通勤することが、札幌市職員単身赴任手当支給規則(平成 2 年人事委員会規則第 2 号)第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められる者			
		ア 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 100 キロメートル未満の場合	1 月	18,000 円	
		イ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満の場合	1 月	22,000 円	
		ウ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満の場合	1 月	26,000 円	
		エ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満の場合	1 月	30,000 円	
		オ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満の場合	1 月	34,000 円	
		カ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満の場合	1 月	38,000 円	
		キ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満の場合	1 月	41,000 円	
		ク 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満の場合	1 月	44,000 円	
		ケ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が 1,500 キロメートル以上の場合	1 月	47,000 円	
22	派遣手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和 62 年法律第 93 号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	1 日	4,000 円	第 1 号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1 日につき
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害復旧等のため本市以外の地方公共団体に派遣され、災害復旧等の業務に従事した職員のうち、住居又は居所を離れて派遣された地方公共団体の区域に滞在することを要した者(派遣された地方公共団体から災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条に規定する災害派遣手当又はこれに準ずる手当が支給される者を除く。)			

	ア 滞在場所が派遣された地方公共団体の区域内の公用の施設又はこれに準ずる施設である場合	1日	3,970円	4,000円に2,000円を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額とする。
	イ 滞在場所が派遣された地方公共団体の区域内のアに掲げる施設以外のものである場合			
	(ア) 滞在期間が30日以内であるとき。	1日	6,620円	
	(イ) 滞在期間が30日を超え60日以内のとき。	1日	5,870円	
	(ウ) 滞在期間が60日を超えるとき。	1日	5,140円	

## (別紙2)

## 札幌市の単純な労務に従事する職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成17年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1日	240円	
		(2) みどりの推進部、管理部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長、管理部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者	1日	220円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者	1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	1日	400円	
		(2) 施設清掃事務所に所属する職員のうち、公衆便所の清掃作業又は公衆便所清掃車の運転業務に従事した者	1日	230円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、ごみのならし作業に従事した者	1日	390円	
		(4) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	1日	300円	
		(5) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、クリーンセンターの機器若しくは設備の維持管理作業又はし尿の下水道への投入作業に従事した者	1日	300円	
		(6) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業(誘導作業を除く。)に従事した者	1日	170円	
		(7) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者	1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者	1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者	1日	290円	
5	斎場等業務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	1日	290円	
6	特殊施設等勤務手当	(1) 火葬場に勤務する職員	1月	17,500円	
		(2) 墓地に勤務する職員	1月	14,000円	
		(3) 動物管理センターに所属する職員	1月	10,500円	
		(4) 清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理事務所、処理場管理事務所又は清掃工場に所属する職員	1月	17,500円	

		員			
		(5) 円山動物園飼育課に所属する職員	1月	7,000円	
		(6) 円山動物園管理課に所属する職員	1月	3,500円	
		(7) 下水管理センター又は下水処理場に勤務する職員	1月	17,500円	
		(8) 事業廃棄物課に所属する職員のうち、環境事業部長が指定する者	1月	10,500円	
7	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1日	290円	
		(2) 保健管理課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者	1日	280円	
		(3) 市立札幌病院に所属する看護補助員のうち、感染症予防法に規定する感染症又は市立札幌病院長が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として市立札幌病院長が指定するものに従事した者	1日	290円	
8	放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長又は市立札幌病院長が指定するものに従事した職員	1日	100円	
9	整備作業手当	環境事業部車両管理事務所、雪対策室車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	1日	210円	
10	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に所属する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1日	390円	
		(2) 保育園に所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者	1日	90円	
11	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	520円	
		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	410円	
		(3) 高等学校に所属する職員(学校教育部長が指定する者に限る。)のうち、正規の勤務時間による勤務で、その終業時刻が午後9時後であるものに従事した者	1回	280円	
12	変則勤務手当	(1) 里塚斎場、保育園、清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理事務所、処理場管理事務所、清掃工場、円山動物園、中央卸売市場、水処理センター又は市立札幌病院に係る年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの間をいう。以下同じ。)における勤務			

		のうち、交替制勤務等により年末年始の日以外の日の勤務と同様の勤務に従事した職員			
		ア 12月29日又は同月30日において従事した場合	1回	1,500円	
		イ 12月31日から翌年の1月3日までの間において従事した場合	1回	2,000円	
		(2) 年末年始の日に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員			
		ア 12月29日又は同月30日において従事した場合	1回	1,500円	
		イ 12月31日から翌年の1月3日までの間において従事した場合	1回	2,000円	
		(3) 日曜日及び土曜日のすべてが勤務条件条例第3条第1項及び第4条の規定の例による週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		ア 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	400円	
		イ 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円	
		ウ 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務した場合	1回	800円	
		(4) 秘書課に所属する自動車運転手のうち、秘書部長が指定する者	1月	17,500円	
13	精神病棟看護等業務手当	(1) 静療院の小児特殊病棟又はのぞみ学園に勤務する看護補助員	1月	41,400円	
		(2) 静療院看護課又は指導相談課に所属する看護補助員(前号に掲げる者を除く。)	1月	20,700円	
14	学校用務員業務手当	学校に所属する職員のうち、用務員の業務に従事した者	1日	100円	温風暖房設備を有する学校に勤務し、ボイラーの運転操作に関する作業に従事した者については、1日につき290円とする。
15	学校調理員業務手当	学校に所属する職員のうち、給食の調理業務に従事した者	1日	160円	
16	派遣手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害復旧等のため本市以外の地方公共団体に派遣され、災害復旧等の業務に従事した職員のうち、住居又は居所を離れて派遣された地方公共団体の区域に滞在することを要した者(派遣された地方公共団体から災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条に規定する災害派遣手当又はこれに準ずる手当が支給される者を除く。)			
		(1) 滞在場所が派遣された地方公共団体の区域内の公用の施設又はこれに準ずる施設である場合	1日	3,970円	
		(2) 滞在場所が派遣された地方公共団体の区域内の前号に掲げる施設以外のものである場合			
		ア 滞在期間が30日以内であるとき。	1日	6,620円	
		イ 滞在期間が30日を超え60日以内のとき。	1日	5,870円	
		ウ 滞在期間が60日を超えるとき。	1日	5,140円	

## (別紙3)

## 水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

番号	種類	支給対象者	手当額	
			単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	1日	220円
		(3) 西野浄水場、宮町浄水場及び定山溪浄水場に勤務する職員のうち、12月1日から翌年の3月31日までの間において、取水口の解氷作業に従事した者	1日	300円
		(4) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゅん功検査に従事した職員又は定山溪浄水場の取水せき若しくは原水池の維持管理に従事した職員		
		ア その作業時間が4時間以上のとき	1回	150円
	イ その作業時間が4時間未満のとき	1回	100円	
2	点検作業手当	水道メーターの使用水量点検作業のうち、特に困難、不快性のあるものに従事した職員	1日	260円
3	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	1日	200円
4	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈澱池等の排でい作業に従事した者	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、西野浄水場、宮町浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者		
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	1回	1,300円

		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	400円
		(5) 西野浄水場、宮町浄水場及び定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者		
		ア 深夜の全部に勤務した場合	1回	420円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	210円
		(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	1回	1,300円
5	運転手当	車両の運転を本務とする職員以外の職員のうち、車両(フォークリフト等を除く。)の運転に従事した者	半日 (午後1時で区分する。)	180円
6	緊急出勤手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)		
		ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。)	1回	1,200円
		イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。)	1回	1,500円
		ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	1回	1,500円
		エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	1回	1,800円
7	変則勤務手当	(1) 年未年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの間をいう。)において勤務に従事した職員		
		ア 12月29日又は同月30日において従事した場合	1回	1,500円
		イ 12月31日から翌年の1月3日までの間において従事した場合	1回	2,000円
		(2) 日曜日及び土曜日のすべてが勤務時間等規程第3条第1項及び第7条第1項の規定に基づく週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者		
		ア 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	400円
		イ 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円
		ウ 土曜日の午後4時45分から日曜日の午前9時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円

8	遠隔地勤務手当	<p>異動又は派遣(以下「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、本市以外の地域における勤務課所又は勤務場所に在勤する職員のうち、当該異動等の直前の住居から当該在勤する勤務課所又は勤務場所に通勤することが、第55条の3に規定する基準に照らして困難であると認められる者</p> <p>ア 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が100キロメートル未満の場合</p> <p>イ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が100キロメートル以上300キロメートル未満の場合</p> <p>ウ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が300キロメートル以上500キロメートル未満の場合</p> <p>エ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が500キロメートル以上700キロメートル未満の場合</p> <p>オ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が700キロメートル以上900キロメートル未満の場合</p> <p>カ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が900キロメートル以上1,100キロメートル未満の場合</p> <p>キ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満の場合</p> <p>ク 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満の場合</p> <p>ケ 当該異動等の直前の住居から当該移転後の住居までの距離が1,500キロメートル以上の場合</p>	<p>1月</p>	<p>18,000円</p> <p>22,000円</p> <p>26,000円</p> <p>30,000円</p> <p>34,000円</p> <p>38,000円</p> <p>41,000円</p> <p>44,000円</p> <p>47,000円</p>
9	派遣手当	<p>国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害復旧等のため本市以外の地方公共団体に派遣され、災害復旧等の業務に従事した職員のうち、住居又は居所を離れて派遣された地方公共団体の区域に滞在することを要した者(派遣された地方公共団体から災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条に規定する災害派遣手当又はこれに準ずる手当が支給される者を除く。)</p> <p>ア 滞在場所が派遣された地方公共団体の区域内の公用の施設又はこれに準ずる施設である場合</p> <p>イ 滞在場所が派遣された地方公共団体の区域内のアに掲げる施設以外のものである場合</p> <p>(ア) 滞在期間が30日以内であるとき。</p> <p>(イ) 滞在期間が30日を超え60日以内のとき。</p> <p>(ウ) 滞在期間が60日を超えるとき。</p>	<p>1日</p> <p>1日</p> <p>1日</p> <p>1日</p> <p>1日</p>	<p>3,970円</p> <p>6,620円</p> <p>5,870円</p> <p>5,140円</p>